

【件名】

撮影・SNS 利用等に関する注意喚起（4月9日）

【ポイント】

○ 3月8日付けで当館から発出した領事メールでもご案内したとおり、バーレーン政府はこれまでも、

- ・ 攻撃があった場所等の撮影及び SNS 等による公開・拡散のほか、未確認情報や AI 加工動画の拡散
- ・ 防衛作戦、部隊配置、軍用車両及び軍事システムの移動に関する動画・画像等あらゆる情報の撮影・公開・拡散

について、法的措置の対象である旨の注意喚起を行っており、実際、イランによる攻撃、被害状況等を撮影し、SNS に投稿した者が多数逮捕されています。

○ また、仮にこれらを含む法律違反（例：被害施設の撮影、軍用車両等の撮影、ネット上で拡散されている攻撃状況動画の転送）が確認された場合には、国籍に関係なく法的措置の対象となり、周辺諸国を含め、過去には日本人や欧米人も逮捕されている事例があります。

これら法的措置の対象は、現に撮影している現場のみならず、過去に SNS 等に投稿した内容も含み、また、日本語等での投稿でも捜査対象となり得ることから、今一度ご留意をお願いいたします。